

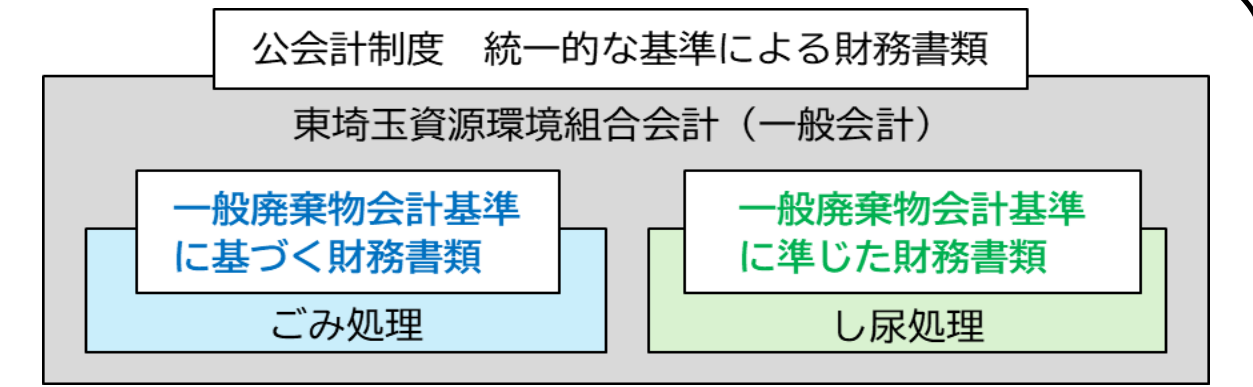
令和5年度 東埼玉資源環境組合 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類（ごみ処理）

●一般廃棄物会計基準とは？

- ・国の廃棄物処理法基本方針（平成17年5月改正）に基づき、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を推進するため、ごみ処理事業に係る資産・負債のストック状況やコスト等を把握する標準的な分析手法として一般廃棄物会計基準が定められました。
- ・「資産・負債一覧表」「原価計算書」「行政コスト計算書」の3表に、「注記」を加えた計4つの書類で構成されています。
- ・組合では、長期的な視点で事業運営上の課題を把握するため、ごみ処理（R2年度決算から）及びし尿処理（R5年度決算から）に係る財務書類を作成することとしました。

●財務書類ごとの算定対象範囲

組合では、組合全体の決算書類として公会計制度の統一的な基準による財務書類を作成しています。このうち、ごみ処理に係る決算書として一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を、し尿処理に係る決算書として一般廃棄物会計基準に準じた財務書類を作成しています。



一般廃棄物会計基準に基づく財務書類【ごみ処理】

(単位：百万円)

資産・負債一覧表							
・ 廃棄物処理施設整備基金の積立により資産が増加 ・ 地方債の償還が進み、負債が減少							
年度	R3	R4	R5	年度	R3	R4	R5
資産の部				負債の部			
1. 有形固定資産	29,747	29,040	28,579	1. 地方債	8,309	7,537	6,947
2. 無形固定資産	-	-	-	2. 長期未払金	-	-	-
3. その他	5,427	5,970	6,450	3. 退職手当引当金	382	386	371
資産合計	35,173	35,010	35,030	4. その他	136	338	362
				負債合計	8,827	8,260	7,680
資産負債差額					26,346	26,750	27,350

(単位：百万円)

原価計算書										
・ 第一工場ごみ処理施設にかかる処理費のうち維持補修費（ごみ処理設備機器取替工事費）の増加により物件費等が増加										
年度	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	
中間処理 (焼却・資源化等)			最終処分 (埋立)			総額				
1. 人件費	175	195	204	-	-	-	175	195	204	
2. 物件費等	3,989	3,977	4,348	813	742	754	4,802	4,719	5,102	
3. 移転費用	11	11	13	-	-	-	11	11	13	
処理原価合計	4,176	4,184	4,565	813	742	754	4,988	4,925	5,319	
処理原価合計（管理費用・売電等収入を考慮した値）					4,802	4,429	3,786			

(単位：百万円)

行政コスト計算書				
・ 売電等収入の大幅な増加により経常収益が経常行政コストを上回った				
年度	R3	R4	R5	
経常費用				
1. 処理原価	4,988	4,925	5,319	
2. 管理費用	400	440	459	
経常行政コスト	5,388	5,365	5,777	
経常収益				
1. 使用料及び手数料	1,419	1,441	1,411	
2. 補助金等収入	2,570	2,572	2,602	
3. その他	718	978	2,057	
うち売電等収入	586	936	1,991	
経常収益合計	4,708	4,991	6,069	
純経常行政コスト	680	374	▲ 292	
経常外費用				
1. 移転費用	-	-	-	
2. その他	-	0	5	
経常外費用合計	-	0	5	
経常外収益				
1. 施設整備補助金等収入	80	133	274	
2. その他	-	-	1	
経常外収益合計	80	133	275	
純行政コスト	600	242	▲ 562	

1t当たりのごみ処理原価

- ・ 1t当たりのごみ処理原価を①一般廃棄物会計基準と②管理費用及び売電等収入を考慮する2つの方法で、生活系ごみ、事業系ごみの区分で算出

(単位：円)

年度	R3	R4	R5	
① 一般廃棄物会計基準 (処理原価合計/搬入量)	生活系	20,524	20,603	22,999
	事業系	20,849	20,820	23,716
	合計	20,615	20,666	23,209
② 管理費用及び売電等収入を考慮した値 (処理原価合計+管理費用-売電等収入)/搬入量	生活系	19,753	18,521	16,311
	事業系	20,078	18,738	17,029
	合計	19,844	18,583	16,522

※ 生活系ごみ…家庭から出るごみ 事業系ごみ…工場、お店、会社などで出るごみ（プラスチックなどの産業廃棄物を除く）

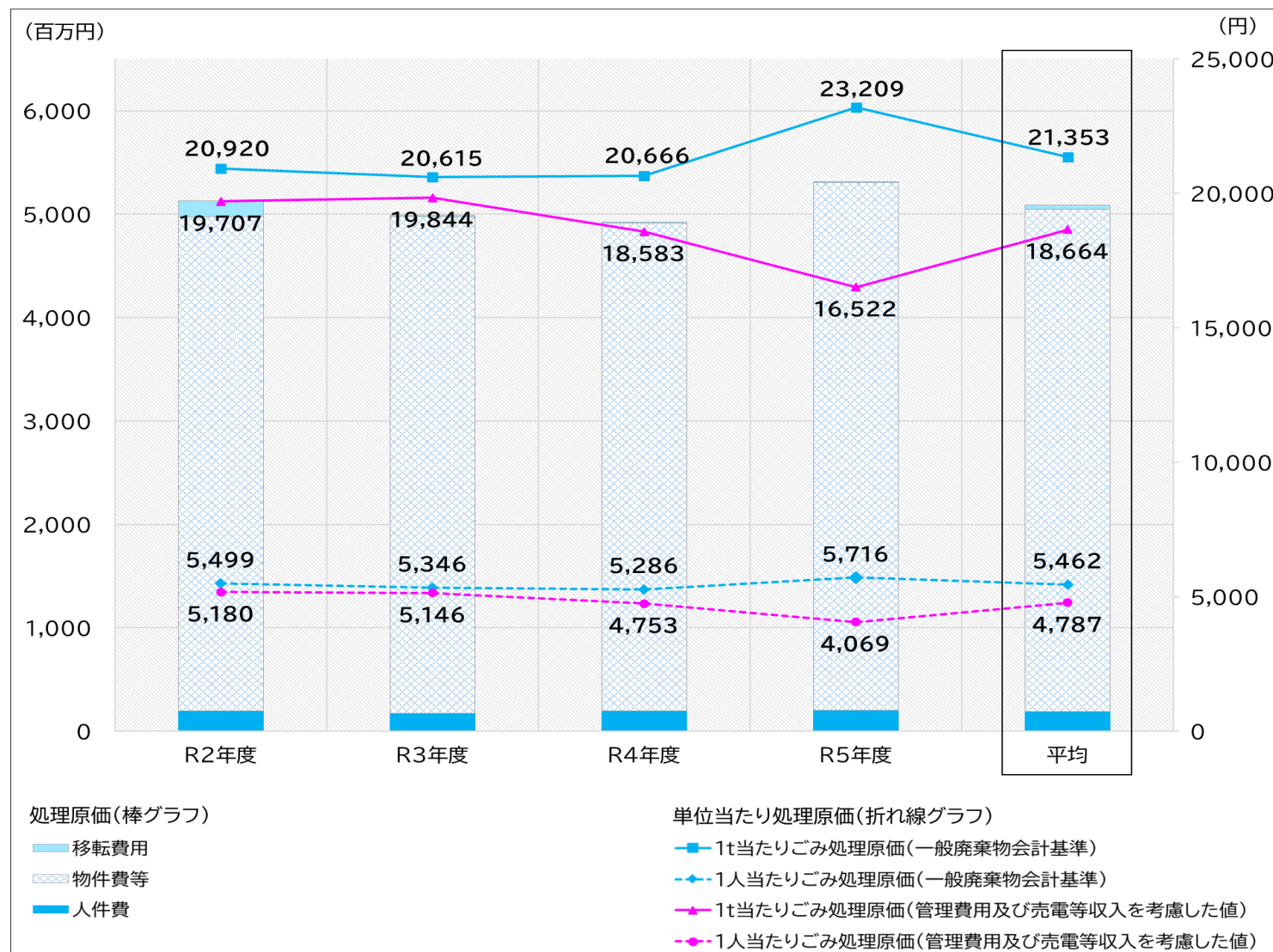
ごみ処理原価の推移

①「一般廃棄物会計基準」に基づく1t当たりごみ処理原価

- ・ R9年度からの第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に向けて事業費の抑制など ⇒ R2年度からR4年度にかけて減少
- ・ R5年度は物件費等の増加で、ごみ処理原価が増加、分母となるごみ搬入量が減少 ⇒ 増加

②「管理費用及び売電等収入を考慮した値」による1t当たりごみ処理原価

- ・ ごみ処理原価（分子）から差し引く売電等収入が増加 ⇒ 減少
- ・ 電力売払代金は、毎年度入札により売払先を決定するため売払額が変動
第一工場ごみ処理施設プラント更新の工事期間中の発電量減少により、電力売払代金が減少見込み ⇒ ごみ処理原価上昇の一因



事業系ごみ処理手数料の点検

- ・ 事業系ごみ処理手数料 10キログラム当たり210円（H16年10月改定）
- ・ 第一工場ごみ処理施設プラント更新事業（R9年度着工予定）に伴いごみ処理原価の上昇見込み
- ・ 当組合はごみ処理施設及びし尿処理施設の設置管理を行う一部事務組合、売電等による事業収入あり ⇒ 一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価に管理費用及び売電等収入を考慮した値でごみ処理手数料を点検

事業系ごみ処理手数料の料金設定基準

(1) 基本原則

ごみ処理原価相当の料金を徴収する

公平性

自主財源の確保

(2) 料金の算定方法

事業系ごみ処理手数料の額
= ①ごみ処理原価 × ②受益者負担割合100% ± ③調整額
(過去5年平均) (①の20%以内)

(3) 料金の見直し

情勢変化を的確に反映して定期的に改定 ⇒ 急激な値上げを回避

- ・ 毎年度、ごみ処理手数料とごみ処理原価（過去5年平均）とを比較し、点検 ⇒ 点検結果を踏まえ、概ね5年に1度、見直しを実施
- ・ 受益者負担率がごみ処理原価（過去5年平均）の80%を下回る場合は、改定に向けた手続きを開始

受益者負担の推移

- ・ 現時点では、事業系ごみ処理手数料の額は適正
- ・ 物価や人件費の高騰、第一工場処理施設のプラント更新事業などで、今後もごみ処理原価が上昇 ⇒ 組合では料金設定基準に基づき、毎年度点検

